

## 《令和 5 年第 2 回ふじみ野市議会定例会提出議案広報原稿》

【令和 5 年 6 月 5 日開会】

議案番号	件名	提案説明要旨
報告第 10 号	令和 4 年度ふじみ野市一般会計継続費繰越計算書の報告について	<p>1 総括</p> <p>継続費の毎会計年度の年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、令和 4 年度内に支出を終わらなかつたものについて報告するものです。</p> <p>2 事業名及び繰越額</p> <p>(1) 事業名</p> <p>将来構想後期基本計画策定業務（最上位計画策定事業）</p> <p>継続費の総額 9,500,000 円</p> <p>令和 4 年度予算額 6,000,000 円</p> <p>令和 5 年度繰越額 270,980 円</p> <p>(2) 事業名</p> <p>生きがい学習推進計画策定業務（生きがい推進事業）</p> <p>継続費の総額 6,366,000 円</p> <p>令和 4 年度予算額 3,285,000 円</p> <p>令和 5 年度繰越額 936,720 円</p> <p>(3) 事業名</p> <p>第 3 期地域福祉計画策定業務（地域福祉推進事業）</p> <p>継続費の総額 6,800,000 円</p> <p>令和 4 年度予算額 3,800,000 円</p> <p>令和 5 年度繰越額 5,000 円</p> <p>(4) 事業名</p> <p>第 2 期障がい者プラン（後期）策定業務（障がい者地域生活支援事業）</p> <p>継続費の総額 6,000,000 円</p> <p>令和 4 年度予算額 3,000,000 円</p> <p>令和 5 年度繰越額 30,000 円</p> <p>(5) 事業名</p> <p>第 9 期高齢者保健福祉計画策定業務（高齢者保健福祉計画推進事業）</p> <p>継続費の総額 7,294,000 円</p>

		令和 4 年度予算額 4,294,000 円 令和 5 年度繰越額 554,000 円 (6) 事業名 第 2 期ふじみ野元気・健康プラン策定 業務（元気・健康づくり推進事業） 継続費の総額 7,000,000 円 令和 4 年度予算額 4,000,000 円 令和 5 年度繰越額 7,000 円 (7) 事業名 鶴ヶ丘小学校校舎大規模改造事業（小 学校大規模改造事業） 継続費の総額 549,109,000 円 令和 4 年度予算額 274,555,000 円 令和 5 年度繰越額 58,700,152 円
報告第 11 号	令和 4 年度ふじみ野市一 般会計繰越明許費繰越計 算書の報告について	1 総括 歳出予算の経費のうちその性質上又は予 算成立後の事由に基づき年度内にその支出 を終わらなかったものについて報告するも のです。 2 事業名及び繰越額 (1) 事業名 産業文化センター空調機更新工事（文 化施設管理運営事業）82,832,000 円 (2) 事業名 地域活動支援センター開設事業（障が い者施設等支援事業）5,500,000 円 (3) 事業名 新型コロナウイルスワクチン接種事業 （感染症対策事業）8,839,000 円 (4) 事業名 福岡高架橋下放置自転車保管所移設工 事（自転車対策事業）9,461,000 円 (5) 事業名 市道 E-177 号線用地取得事業（道路橋 りょう新設改良事業）1,000,000 円 (6) 事業名 荒川運動公園駐車場修繕工事（公園緑

		<p>地管理事業) 8,300,000 円</p> <p>(7) 事業名 感染症流行下における学校教育活動体制整備事業 (小学校運営事業) 19,800,000 円</p> <p>(8) 事業名 感染症流行下における学校教育活動体制整備事業 (中学校運営事業) 9,000,000 円</p> <p>(9) 事業名 上福岡図書館大規模改修工事設計業務 (図書館管理運営事業) 23,609,000 円</p> <p>(10) 事業名 旧商工会館改修工事 (郷土資料館管理運営事業) 51,920,000 円</p>
報告第 12 号	令和 4 年度ふじみ野市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	<p>1 総括 歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかつたものについて報告するものです。</p> <p>2 事業名及び繰越額</p> <p>(1) 事業名 市道 E-177 号線用地取得事業 (道路橋りょう新設改良事業) 36,524,336 円</p> <p>(2) 事業名 上沢勝瀬通り線整備事業 (上沢勝瀬通り線整備事業) 36,630,000 円</p>
報告第 13 号	令和 4 年度ふじみ野市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について	<p>1 総括 令和 4 年度ふじみ野市水道事業会計予算で設定した継続費 (期間 2 年間及び 4 年間) について、逡次繰越を行いましたので、継続費繰越計算書にてその報告を行うものです。</p> <p>2 事業名及び繰越額</p> <p>(1) 事業名</p>

		水道事業経営戦略改定等業務 37,800 円 (2) 事業名 福岡浄水場第 1 配水池耐震補強事業 128,480,105 円
報告第 14 号	令和 4 年度ふじみ野市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	1 総括 令和 4 年度ふじみ野市水道事業会計予算で定めた建設改良に要する経費のうち、同年度内に支払い義務を生じなかったものについて繰越を行いましたので、予算繰越計算書にてその報告を行うものです。 2 事業名及び繰越額 (1) 事業名 配水管布設替工事 67,650,000 円 (2) 事業名 大井第 3 水源取水ポンプ交換工事 5,753,000 円
報告第 15 号	令和 4 年度ふじみ野市下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について	1 総括 令和 4 年度ふじみ野市下水道事業会計予算で設定した継続費（期間 2 年間）について、逡次繰越を行いましたので、継続費繰越計算書にてその報告を行うものです。 2 事業名及び繰越額 (1) 事業名 下水道事業経営戦略改定等業務 2,859,000 円
報告第 16 号	令和 4 年度ふじみ野市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	1 総括 令和 4 年度ふじみ野市下水道事業会計予算で定めた建設改良に要する経費のうち、同年度内に支払い義務を生じなかったものについて繰越を行いましたので、予算繰越計算書にてその報告を行うものです。 2 事業名及び繰越額 (1) 事業名 公共下水道（汚水）管渠築造工事 242,342,000 円

		(2) 事業名 川崎調整池関連事業工事実施設計業務 50,691,400 円
第 33 号議案	令和 5 年度ふじみ野市一般会計補正予算 (第 3 号)	<p>1 総括 本補正予算は、歳入については額の確定したもの、歳出については事情変更により補正を余儀なくされるもの等緊急やむを得ないものについて編成するものです。</p> <p>2 予算規模 一般会計予算規模 補正前の予算総額 493 億 3,355 万 5 千円 補正予算額 11 億 7,994 万 4 千円 補正後の予算総額 505 億 1,349 万 9 千円</p>
第 34 号議案	令和 5 年度ふじみ野市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)	<p>1 総括 本補正予算は、高額医療合算介護サービス費の不足が見込まれることに伴い編成するものです。</p> <p>2 予算規模 補正前の予算総額 90 億 7,574 万 5 千円 補正予算額 530 万円 補正後の予算総額 90 億 8,104 万 5 千円</p>
第 35 号議案	ふじみ野市立コスモスホール条例	<p>1 改正理由 条文の整理を実施するため、ふじみ野市立コスモスホール条例の全部を改正するものです。</p> <p>2 改正内容 条文の整理をする。</p> <p>3 施行年月日 公布の日</p>
第 36 号議案	ふじみ野市立旭ふれあいセンター条例	<p>1 改正理由 利用前に取り消された公の施設に係る使用料を還付するため、ふじみ野市立旭ふれあいセンター条例の全部を改正するものです。あわせて、条文の整理も実施するものです。</p> <p>2 改正内容 予約を必要とする公の施設の使用料を還</p>

		<p>付することができる場合を規定する。</p> <p>3 施行年月日 公布の日</p>
第 37 号議案	ふじみ野市立産業文化センター条例	<p>1 改正理由 利用前に取り消された公の施設に係る使用料を還付するため、ふじみ野市立産業文化センター条例の全部を改正するものです。あわせて、条文の整理も実施するものです。</p> <p>2 改正内容 予約を必要とする公の施設の使用料を還付することができる場合を規定する。</p> <p>3 施行年月日 公布の日</p>
第 38 号議案	ふじみ野市立大井総合福祉センター条例	<p>1 改正理由 利用前に取り消された公の施設に係る使用料を還付するため、ふじみ野市立大井総合福祉センター条例の全部を改正するものです。あわせて、条文の整理も実施するものです。</p> <p>2 改正内容 予約を必要とする公の施設の使用料を還付することができる場合を規定する。</p> <p>3 施行年月日 公布の日</p>
第 39 号議案	ふじみ野市荒川第 2 運動公園条例	<p>1 改正理由 利用前に取り消された公の施設に係る使用料を還付するため、ふじみ野市荒川第 2 運動公園条例の全部を改正するものです。あわせて、条文の整理も実施するものです。</p> <p>2 改正内容 予約を必要とする公の施設の使用料を還付することができる場合を規定する。</p> <p>3 施行年月日 公布の日</p>
第 40 号議案	ふじみ野市びん沼サッカー	<p>1 改正理由</p>

	一場条例	<p>利用前に取り消された公の施設に係る使用料を還付するため、ふじみ野市びん沼サッカー場条例の全部を改正するものです。あわせて、条文の整理も実施するものです。</p> <p>2 改正内容 予約を必要とする公の施設の使用料を還付することができる場合を規定する。</p> <p>3 施行年月日 公布の日</p>
第 41 号議案	ふじみ野市自転車駐車場条例	<p>1 改正理由 受益者負担の適正化を図ることにより自転車駐車場の管理運営を適正に行うほか、条文の整理を行うため、ふじみ野市自転車駐車場条例の全部を改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項規第 1 号の規定により、この案を提出するものです。</p> <p>2 改正内容 ふじみ野市ふじみ野駅苗間第 1 自転車駐車場を廃止し、ふじみ野市ふじみ野駅苗間第 2 自転車駐車場の名称を、ふじみ野市ふじみ野駅苗間自転車駐車場に改める。 自転車に係る登録利用及び一時利用の使用料を改定する。</p> <p>3 施行年月日 令和 6 年 4 月 1 日</p>
第 42 号議案	ふじみ野市税条例の一部を改正する条例	<p>1 改正理由 地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）が令和 5 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、ふじみ野市税条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により提出するものです。</p> <p>2 改正内容 森林環境税の導入に伴う所要の整備</p> <p>3 施行年月日</p>

		令和 6 年 1 月 1 日他
第 43 号議案	ふじみ野市立ゆめぼると 条例の一部を改正する条 例	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 改正理由 利用前に取り消された公の施設に係る使 用料を還付するため、ふじみ野市立ゆめぼ ると条例の一部を改正するものです。</li> <li>2 改正内容 予約を必要とする公の施設の使用料を還 付することができる場合を規定する。</li> <li>3 施行年月日 公布の日</li> </ol>
第 44 号議案	ふじみ野市市民憩の森条 例の一部を改正する条例	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 改正理由 利用前に取り消された公の施設に係る使 用料を還付するため、ふじみ野市市民憩の 森条例の一部を改正するものです。</li> <li>2 改正内容 予約を必要とする公の施設の使用料を還 付することができる場合を規定する。</li> <li>3 施行年月日 公布の日</li> </ol>
第 45 号議案	ふじみ野市立市民交流プ ラザ条例の一部を改正す る条例	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 改正理由 利用前に取り消された公の施設に係る使 用料を還付するため、ふじみ野市立市民交 流プラザ条例の一部を改正するものです。</li> <li>2 改正内容 予約を必要とする公の施設の使用料を還 付することができる場合を規定する。</li> <li>3 施行年月日 公布の日</li> </ol>
第 46 号議案	ふじみ野市立鶴ヶ岡コミ ュニティセンター条例の 一部を改正する条例	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 改正理由 利用前に取り消された公の施設に係る使 用料を還付するため、ふじみ野市立鶴ヶ岡 コミュニティセンター条例の一部を改正す るものです。</li> <li>2 改正内容 予約を必要とする公の施設の使用料を還 付することができる場合を規定する。</li> <li>3 施行年月日</li> </ol>

		公布の日
第 47 号議案	ふじみ野市立スポーツセンター条例の一部を改正する条例	<p>1 改正理由 利用前に取り消された公の施設に係る使用料を還付するため、ふじみ野市立スポーツセンター条例の一部を改正するものです。</p> <p>2 改正内容 予約を必要とする公の施設の使用料を還付することができる場合を規定する。</p> <p>3 施行年月日 公布の日</p>
第 48 号議案	ふじみ野市立文化施設条例の一部を改正する条例	<p>1 改正理由 利用前に取り消された公の施設に係る使用料を還付するため、ふじみ野市立文化施設条例の一部を改正するものです。</p> <p>2 改正内容 予約を必要とする公の施設の使用料を還付することができる場合を規定する。</p> <p>3 施行年月日 公布の日</p>
第 49 号議案	ふじみ野市立エコパ条例の一部を改正する条例	<p>1 改正理由 利用前に取り消された公の施設に係る使用料を還付するため、ふじみ野市立エコパ条例の一部を改正するものです。</p> <p>2 改正内容 予約を必要とする公の施設の使用料を還付することができる場合を規定する。</p> <p>3 施行年月日 公布の日</p>
第 50 号議案	ふじみ野市上福岡ゲートボール場条例の一部を改正する条例	<p>1 改正理由 利用前に取り消された公の施設に係る使用料を還付するため、ふじみ野市上福岡ゲートボール場条例の一部を改正するものです。</p> <p>2 改正内容 予約を必要とする公の施設の使用料を還付することができる場合を規定する。</p>

		3 施行年月日 公布の日
第 51 号議案	ふじみ野市立介護予防センター条例の一部を改正する条例	1 改正理由 利用前に取り消された公の施設に係る使用料を還付するため、ふじみ野市立介護予防センター条例の一部を改正するものです。 2 改正内容 予約を必要とする公の施設の使用料を還付することができる場合を規定する。 3 施行年月日 公布の日
第 52 号議案	ふじみ野市都市公園条例の一部を改正する条例	1 改正理由 利用前に取り消された公の施設に係る使用料を還付するため、ふじみ野市都市公園条例の一部を改正するものです。 2 改正内容 予約を必要とする公の施設の使用料を還付することができる場合を規定する。 3 施行年月日 公布の日
第 53 号議案	ふじみ野市立図書館条例の一部を改正する条例	1 改正理由 利用前に取り消された公の施設に係る使用料を還付するため、ふじみ野市立図書館条例の一部を改正するものです。 2 改正内容 予約を必要とする公の施設の使用料を還付することができる場合を規定する。 3 施行年月日 公布の日
第 54 号議案	ふじみ野市立公民館条例の一部を改正する条例	1 改正理由 利用前に取り消された公の施設に係る使用料を還付するため、ふじみ野市公民館条例の一部を改正するものです。 2 改正内容 予約を必要とする公の施設の使用料を還付することができる場合を規定する。

		3 施行期日 公布の日
第 55 号議案	ふじみ野市学校運動場照明施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	1 改正理由 利用前に取り消された公の施設に係る使用料を還付するため、ふじみ野市学校運動場照明施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものです。 2 改正内容 予約を必要とする公の施設の使用料を還付することができる場合を規定する。 3 施行年月日 公布の日
第 56 号議案	ふじみ野市文化施設整備事業建設工事請負変更契約の締結について	1 提案理由 工事内容の変更により、ふじみ野市文化施設整備事業建設工事に係る工事請負変更契約の議決を求めるものです。 2 契約金額 変更前 9,307,595,000 円 変更後 9,527,595,000 円 3 契約期間 令和 2 年 6 月 15 日から 令和 7 年 6 月 30 日まで 4 契約の相手方 三井住友・近藤・久米設計特定建設工事共同企業体 ・代表構成員 さいたま市大宮区吉敷町 1-103 三井住友建設株式会社北関東営業所 ・構成員 ふじみ野市上福岡 1-14-7 近藤建設株式会社 ・構成員 東京都江東区潮見 2-1-22 株式会社久米設計 5 工事場所 (1) (仮称) 西地域文化施設 ふじみ野市大井中央二丁目 1 番 8 号、4

		号 (2) (仮称) 東地域文化施設 ふじみ野市福岡一丁目 1 番 8 号
第 57 号議案	財産の取得について	<p>1 提案理由 現在学校給食で使用している PEN 樹脂製食器（飯椀、汁椀、仕切り皿、トレー）は、あおぞら学校給食センターで平成 27 年 8 月に購入をしたものであり、8 年が経過し日々の使用により黄変が目立ち、汚れにより劣化していることから全面更新するものです。</p> <p>2 取得金額 金 28,105,000 円（税抜き） 金 30,915,500 円（税込み）</p> <p>3 取得期限 契約確定日から令和 5 年 8 月 18 日まで</p> <p>4 契約の相手方 埼玉県さいたま市北区吉野町二丁目 177 番地 1 株式会社中西製作所北関東支店 支店長 清水 建至</p> <p>5 業者選定方法 指名競争入札</p> <p>6 財産の種類及び数量 (1) 学校給食用食器特注柄ボール（汁椀用、飯椀用）各 5,500 個（計 11,000 個） (2) 学校給食用食器特注柄角仕切皿 5,500 個 (3) 学校給食用食器トレー 5,500 枚</p>
第 58 号議案	ふじみ野市道路線の認定について	<p>1 提案理由 開発行為の工事完了に伴い、道路の用に供する土地が帰属したため、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、市道路線の認定について、議会の議決を求めるものです。</p> <p>2 認定する市道路線</p>

資料 2

		市道 D-221 号線 3 市道路線の位置 ふじみ野市市沢一丁目地内 4 幅員及び延長 4.00m～7.04m/30.27m 5 供用開始年月 令和 5 年 6 月下旬（予定）
--	--	--